

Title	『行憲國民大會』紀要
Sub Title	
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.12 (1948. 12) ,p.24- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19481201-0024

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『行憲國民大會』紀要

及 川 恒 忠

本年春、新憲法の實施以後、はじめて開かれた『行憲國民大會』に就ては、これまでのところ僅に斷片的の報導にしか接してゐなかつたが、この度、入手極めて困難な東方雜誌の六月號で、朱氏文光君の一文『第一屆國民大會的經過和感想』を讀むに及び、われわれは始めて大會の模様を稍々詳しく識ることが出來た。よつて這の一篇の文章に隨つて大會記事を要述し、大方讀者の參考に傳へることとした。

民國三十七年三月廿九日、第一屆國民大會が正式に幕を開けた。出席代表は選出代表二、九〇八人中の一、六三一人で、無論法定數に達してゐた。この日、まことに天氣清朗、午前九時、一同は中山門外の中山陵に參拜を終へた後、靈谷寺に詣でて戦亡將士を祭り、十一時に至つて開會の式典が興奮の裡に盛大に擧げられた。

翌日第一回の豫備會議が開かれた。すると會議は忽ち一個の難問題にぶつかつた。國民大會主席團の人數に關する問題である。國民大會組織法の第五條は「國民大會は主席團を設け、出席代表が廿五人を互選して之を組織する」と規定してゐるが、この時の出席代表の多數は、廿五人では代表總數約三千人に對して餘り少な過ぎるから、少くとも代

表の選出母體たる六十數個の單位が、必ず一單位毎に主席を出して主席團に参加するやうに改めなければならぬと強調した。彼等に隨へば、さうすることによつて始めて主席團と各選出單位との間に意見が疎通され、望まじからぬ障礙が起らないで済むであらうといふのであつた。この主張は一般に首肯されたが、さて、さうなると、今度は國民大會が果して大會自身で大會組織法を修正することが出来るかどうかといふことが其次の問題となつた。憲法第二十七條の規定によると、國民大會の職權は(一)總統・副總統の選舉(二)總統・副總統の罷免(三)憲法の修正(四)立法院の提出する憲法修正案の複決であり、一般法律の創制や複決に就ては、前記(四)の二項の場合を除き、全國縣市の半數が既に創制・複決の二權を行使するに至つた後、始めて國民大會がその辨法を制定するといふことになつてゐる。だから現在の國民大會は法律を創制し或は複決することは尙ほ出来ない譯りで、隨つて大會が大會自身の組織法を修正することは憲法の規定に反するといふ見方が、一應、成立つのである。そこで一部の代表は、「今の國民大會は『行憲國民大會』である以上、大會自身が憲法違反の舉に出でてはならない、憲法に不完全な箇所があると無いとを問はず、憲法の修正が行はれない限り、之を遵守して天下に『憲法尊重』の模範を示すべきである。現行憲法は大會に法律の修正權を與へてゐないから、何人も大會組織法の修正を提議することは許されない」と論じた。之に對して他の一部代表は「本來、國民大會は最高權力機關である。憲法すらも修正することが出来るのであるから、況や其他の法律を修正することが出来ない道理はない」と應酬して、討論頗る活潑で、軒然、波瀾を引き起した。すると代表の一人、林彬氏は「必ずしも組織法に修正を加へなくとも、主席團の下に一つの特別委員會を設け、各選出單位(大會代表の)から代表一人を選舉して其委員會に参加せしめ、主席團が會議を開くとき、その全體が之に列席するやうにすれば、主席團と各單位との間に意見の疎通を圖ることは何でもない」と述べて特別委員會を設置する案を提出しようとし

た。氏の案はたしかに賢明な一辦法であつたに相違ないが、惜しいことには氏の壇上説明が餘りくど過ぎで聴く者はその煩に耐へず、氏が組織法を修正することの困難である事情を説明し始めると、大抵の人は、氏は修正に反對するのであらうと想つて、案が未だ提出されないのに氏の降壇を騒ぎ立て、そのため氏は説明の途中で降壇して了つた。幸ひ、蔣主席は大會に於ける多數代表の意見を識つて、國府會議に大會組織法の修正を自ら提議し、立法院に向つて其手續を取ることを命じ、立法院はそこで臨時會議を召集して主席團の人數を八十五名に改めることに決したので、一場の風波は先づ平靜に歸した。

つゞいて第二の問題が起つた。それは主席團の選舉に關するもので、國民大會主席團選舉辦法によると、主席團の各主席は「各單位が無記名連記法で之を選舉し、得票多き者を當選とする」のであるが、一部代表は這の無記名連記法は甚だ不公平であると論難した。則ち單位が大きくその人數も多いものは、投票を互に融通交換して候補者の當選を容易ならしめることが出来るが、其他の小單位や邊遠地區の代表は此種の融通や交換をすることが出来ないから極めて不利であるといふのであつた。かくして連記か單記かの論争が始まり、結局、「無記名單記」に改められた。といふのは單記とすれば小單位も當然主席を出すことが出来るし、大單位はもともと人數が多く候補者の數も隨つて多いから當選の機會も自然多い譯で、單記としたからとて、特に損をする次第ではないからである。ところが、單記に改められた結果、婦人代表や小單位の職業團體に加入した代表などは、甚だ苦しい又は不利益な立場に置かれることになつた。つまり、婦人代表は一面では彼女の參加する婦人團體の利益を顧みなければならぬと同時に、他の一面では彼女の屬する本單位の利益をも考慮しなければならぬので、這の二つが一致しない時は非常に困難な立場に立たざるを得なかつたのである。又、小單位の職業團加入代表に就て曰へば、選舉の時、彼の屬する本省は彼を省單位の

代表として取扱はないであらうし、さりとて彼の加入せる職業團體單位は人數極めて少く、その全部の代表がこぞつて或る一人を選擧するとしても一人の主席すら出すことが出来ない結果となるわけで、會計士單位の如きは則ち其一例である。

又、これとは別に教育團體方面でも同じやうに好ましからぬ事態が現はれた。もと、教育團體は「教育會」と「教員團體」との二單位に分かれたれ、その内「教員團體」は人數甚だ多く、しかも大半は大學校長であつたから、資格から曰ふても聲望から看ても、主席に當選すべき人物が多數あつたのであるが、それら多數の校長は當時の形勢に鑑みて自ら當選を放棄したので、力量を集中して僅かに主席一人を出したに過ぎなかつた。實際、大抵の代表は三千人代表の大會で主席團に加はることが、如何に精力消耗事であるかを充分承知してゐたから、彼等は、毎朝毎晩、主席團會議を開き、時としては深夜に及び尙ほ憩めないといふ忙しさに進んで當らうとは望まなかつたのである。四月五日、主席團の選舉が行はれたとき、候補者百九十九名の内、書面で或は會場で、當選を放棄する者が非常に多かつたのは、詮りそのためであつた。尤も其結果、選舉は却つて順調に進行し、八十五人の主席が正式に選出されることになつたのであるが。

次いで議事規則が討議されるに及んで第三の問題が起つた。多數の代表は、本大會は國是を檢討し、政府の報告を聴取し、質問及び建議案の提出をも認むべきであると要求した。時局は頗る緊張を見せ、軍事の形勢も刻々と干變する今日この頃、各代表が内心、無窮の憂慮を懷いてゐたことは當然であつて、其内でも、特に東九省及び華北各省の代表などは、古郷の山河は破れ、骨肉は流離する有様で、悲憤まことに抑へきれぬ感情に燃えてゐた。彼等は這の大會に於て、政府から報告を聴取し、將來如何なる方法を以て危機を挽救し、内戦の大亂を平定するかを議りたかつたの

である。随つて彼等の要請は何としても容れられなければならない筋合ひのものであつた。然るに憲法は國民大會に對して、質問を提出し、國是を檢討する權限を與へてはゐない。こゝが問題となつたのである。

その時、或る一人の婦人代表が立つて此種の提議は憲法が定めた範圍を越ゆるものであると發言したものである。之を聽いて場内は、譁然、騒ぎ立て、彼女の女らしい演説は怒吼で壓倒されて了つた。すると今度は全場の婦人代表が承知しない。民主政府では、正反二ツの意見が同様に發表の機會を得べきであり、殊に憲法に根據する意見に對しては決して抑壓が加へられてはならない、反對説を聽かないことなどは民主的でない——と抗議した。後、また別の婦人代表が、かなりユーモラスな句調で、「婦人代表は人數が甚だ少ないとはいへ全國二億婦人同胞を代表して話をするのである。あなた方の母親を代表し、親愛の妻子を代表するのであるから、あなた方は、平心靜氣、こと細かに聽かなければならない」と述べたので、緊張した空氣は之によつて先づなごやかにされた。

第二日目には蔣主席が主席として軍事及び經濟の狀況を報告した。それは極めて懇切且つ透徹した説明で、會場の拍子はしばし鳴りやまなかつた。しかし、そこばくの代表は政治の面で猶ほ少し問題があるから、行政院長の補充報告を聽いて、然る後、之に檢討が加へらるべきであると要請した。そこで四月十二日の午前、國防部長白崇禧が更に軍事に關しての報告を行ひ、午後、之に基いて檢討が續けられたところ、空氣は異常の興奮を見せ、某々等の軍情を誤まつた將領に死罪を令すべしなどと論ずる者さへあつて、人をして明代の袁崇煥・熊廷弼の殺害事件を想ひ起させる有様であつた。

四月十四日には行政院の經濟關係各部長官がそれぞれ簡単な報告を行つた。この時、各代表は軍事の檢討に就き尙ほ若干の意見があるにも拘らずそれは未だ充分發表されてゐないから議事日程を変更せよと要求した。之がため財

政部の齋部長は三度も壇上に立往生して猶ほ發言の機會が得られない有様であつたから、主席團は、その日の午後、軍事の檢討を繼續すると議定して會場の空氣を、一應、落付かせ、次いで財政部・經濟部・交通部・糧食部の四部長がそれぞれ簡単に要扼した報告を行つた。報告の終つた時はすでに午すぎで、之が檢討は別の日に行ふこととなり午後から軍事の檢討を繼續した。こゝでは東北及び北方各省の推した代表（毎省二人）によつて國府軍の弱點が少なからず指摘されたが、その中には全く憂慮すべきものがあり、國防部が何らか挽救の手を打つ必要のあることを想はせた。

四月十四日、外交部・内政部・教育部・社會部が各々施政報告を行つた。極めて平穩無事であつた。しかし午後政治經濟の檢討が行はれたときは相當に警世的な言論が闘はされた。

第一日目に豫備會議が開かれた時から四月十五日に至るまでの間に、多數の代表は現行憲法が國民大會に與へた權限はあまり少なすぎるといふ考へを持つやうになつて、憲法の修正を提案する意見が紛々として醗酵されたので、十五日になると、各種の憲法修正案が一時にとつと提出された。其中、最も重要なものは張知本代表等八百七十一人が提出したところの憲法第二十七條及び第二十九條々々の修正案であつた。原案は條理井然、理論穩當で、張代表が登壇して、侃々たる調子で憲法修正反對説の理由無き旨を完膚なきまで論駁したとき、會場は雷の如き拍手喝采で埋められた。この時、代表達の氣持では、這の案を即刻通過させたかつたのであらうが、彼等は一應之を審査會の審査に交付して慎重を期することとした。第二に重要な案は、恐らく莫德惠代表等七百二十一人が提出した「動員戡亂時期臨時條款」を制定する案であつたであらう。しかし、之もまた提案人が詳細に説明した後、審査會の審査に交付された。この外、猶ほ一つの非常に重要な法案があつた。それは青年黨の國大代表である陶元珍等が提出した憲法

修正に反對する案であつた。この反對案はもとより憲法の修正案ではないから、代表總數五分の一以上の連署を以て提出する必要はなかつたのである。それはとにかく、この一案と、他の十數案の主張するところが互に全く相反するものであつたといふことは、とりもなほさず、問題の重要性を意味するもので、この問題については、大會の外にあつても張君勵氏の如きは、わざわざ蔣主席に會見してゐる位である。

それ故、修憲各案が第一審査會にかけられると、軒然、大波瀾が捲起された。賛否兩論は互に鎗劍を交へて各々相譲らず、一日を審査に費して終に結論を得なかつた。二日目には大會を改めて審査會とし、午前午後を亘つて討論を繼續したが、依然、結果が得られなかつた。蔣主席は、そのため、少し焦り氣味であつたのであらう、國防部に國民黨籍に屬する國大代表を召集して彼らの意見を聞いたり、又、懇切に指示したりした。その結果でもあつたらうが、午後の審査會では、居然、一つの折衷案が生れた。則ち莫代表提出の前記臨時條款の終りに「遅くとも民國三十九年十二月二十五日以前に臨時國民大會を召集して憲法修正の問題を商討する」といふ一條を追加しようとする案であつた。四月十八日は日曜日で、本來ならば休會するのであるが、憲法修正の爭議を一日も早く解決するために大會を召集して審査報告を繼續した。そして激論が交された後、最後に上記の折衷案が正式に通過を見せたので、一同は稍々力抜けた感に打たれたのであつた。

四月十九日、大總統の選舉が行はれた。この日は開會以來の最も平靜な一日であつた。開會の當夜、二三のあまり重要でない問題を提出した者もあつたが、それは洪秘書長の從容迫らざる解釋で、ちきに解決され、各代表は順序に従つて票を受取り、莊嚴靜穆の裡に投票を終へた。外國使節も開票を樂觀してゐたが、まことに未曾有の静けさであつた。選舉の結果、蔣主席は二千四百三十票、立法院長居正氏は二百六十九票で、蔣主席はその得票、代表總額の半

數を超過して正式に總統に當選した。全場は拍手喝采、歡呼の裡に散開した。この日の午後、政治經濟に關する檢討が繼續して行はれたが、それについては特に言ふべきことはない。

二十日は午前午後に亘つて審査會が開かれた。十七の提案は一舉に其審査を畢へ、次いで副總統候補の氏名が公告された。候補は孫科・于右任・李宗仁・程潛・莫德惠・徐傳霖の六氏で、推薦署名人の多寡によつて六氏が候補と決定されたのである。

間もなく候補者達の宣傳戰が始まつた。それは逐次白熱化していつたが、于右任派の宣傳は于候補の長所を説くことだけで、決して他人を攻撃するやうなことはなかつた。于氏自身も各候補はみな「選友」であり、互に相手方の人格を尊重すべきであると稱して政治家としての風格を失はなかつた。程潛氏の態度もまた頗る好く、他人を攻撃するやうなことはなかつた。惜しいことには「救國日報」が中間に介在して一方では程潛氏を擁立し、一方では孫科氏を大いに攻撃してゐた。尤もこれは程潛氏の希望したところでないことは明らかである。残り二人の國民黨候補の選舉應援團が行つた宣傳には多少面白くないものもあつたが、然しそれとても此處に特に述べ立てるほどのものではなかつた。

二十一・二十二の兩日は午前から午後にかけて大會が開かれ、各種提案の討論が行はれた。もともと是らの提案は已に詳細に審査を経たものばかりで、隨つて報告が済むと大抵は異議なく通過するのであつた。どれも「異議なし」といふので各代表は少し飽き氣味となり、出席者が段々と減つて來て、二日目の午後には終に法定數を缺き、或る代表が大會の常設機構に關する案を提出したとき、法定數が問題となり、竟に紛糾さへ起したほどである。

二十三日は午前副總統の選舉が行はれた。李宗仁氏は七五四票、孫科氏は五五九票、程潛氏は五二三票、于右任

氏は四九三票、莫德惠氏は二一八票、徐傳霖氏は二一四票で、于右任氏は三十票不足して落選となり、意表外の結果を見た。いつたい于右任氏を推した連署人の数は七、八百人あつたので、其中、重複するものを除いても裕に五百人以上はあつた筈である。それが愈々選舉となると四百九十三票といふので、一體どうした譯けであるか少なからず考へさせられるものがあつた。然し于右任氏には毫も得失の氣色が無く、其後も開會毎に必ず出席してゐたし、顔を見せなかつたのは氏の七旬大壽の一日だけで、何時も席に在つて微笑をたゞへつゝ拮据する姿は、まことに大政治家の風格で、全場の稱讃を博してゐた。莫・徐兩氏の態度も亦極めて好く、賞讃に値するものであつた。尤も兩氏の落選は連署人の數が始めから他の候補に較らべて少なかつたので、當然、豫想されてゐた。之に引きかへ李宗仁氏の票數が急に増へたことはまた人の注意を惹いたところである。又、この日廣東代表と「救國日報」とが衝突して新聞社で亂暴を働いた事件が起り、これが孫科氏にとつて非常に不利であつたことは争はれない。

二十四日、得票最も多き三人に就て再選舉が行はれた。李氏は一千一百票、孫氏は九百票、程氏は六百票の得票で仍ほ正式の當選者を出さず、隨つて日曜日に第三次選舉を行ふことになつたが、圖らずも其晩から意外の情勢變化が生れた。程氏は選舉を一日も速く終結させるために、自分は身を退き、投票を李孫二氏に集中させれば、その何れかの一人は必ず過半数を得るであらうと考へて立候補を放棄する旨を聲明した。ところがこれは却つて人の誤解を招き、程氏は壓迫を蒙つて立候補を放棄したのであつて、選舉は自由に行はれてゐないといふ非難が一部に起つた。又これとは別に新聞紙上に「南京交通服務社」の「啓事」が掲載されて一部の人に色々な疑念を起させた。この啓事は「蒋介石氏はその國際信望を利用して近く歐（？）訪問の途に就き……李先生が若し當選すれば、時局安定のため、其任に充分勝へて猶ほ餘りがあるばかりか、對外的にも條件を具足してゐる云々」といふのであつたから、蔣公は壓迫を被

つて出國し、李先生が代つて政治を執ることになるかも知れないとの疑心暗鬼を生じ、このところ數日の間は、まるで空腹で素人芝居を見物してゐる時のやうに、各代表は神經をいらつかせ、「壓迫を被り云々」の誤傳消息を聞いた一般の人達も少なからず衝動を蒙つた。李氏は謠言の怕るべきを痛感してゐたが、間もなく、程氏も立候補を放棄し、孫氏また不安を感じて引き繼ぎ立候補を放棄した。かうした形勢が生まれたので大會は臨時動議を通過して暫く休會することになつた。そして這の休會期間中に主席團は主席團會議を開き、胡適・于斌・曾寶蓀・陳啓天・孫亞夫五氏を推して三人の候補者にそれぞれ放棄の撤回方を勸告して貰ふこととした。又、國民黨では常會を開いて「自由競選」の原則を再確認し、代表五人を推して各候補者に「競選」を繼續するやう勸告させ、民進黨・青年黨の兩黨は「自由競選」の原則を支持する旨の聯合聲明を發した。胡適氏等が三人の候補に面會した結果は極めて良好で、三人は均しく、主席團の意見を受け容れ、最早や競選放棄の意圖を堅持しないことが明らかになつたので、廿七日に選舉會が重ねて行はれるものと思はれてゐたところ、廿六日の夕方、「李氏は明朝北平に飛行する」といふ意外の消息が傳はつた。初は何かの訛傳であらうとされたが、後ち宣傳部が訛傳でないことを發表したので、またまた一種の憂慮が生れた。その晩、九時過ぎといふに蔣主席は李氏に會見、長談議の後、李氏の北平飛去を取消させることが出來た。そして白部長は主席の意圖を承けて國大代表に向つて投票は絶對自由であり、時局困難の際、共同して之に當り、一日も早く任務を完ふすることを望むと聲明した。

二十七日は一日休會、二十八日、午前から大會が重ねて開かれた。胡適・于斌兩氏から交渉經過の報告があり、次いで副總統の第三次選舉會を開くこととなり、一切は極めて順調に進行した。開票の結果、李氏は一一五六票、孫氏は一〇四〇票、程氏五一五票の得票で、猶も投票の過半數を得る者がなかつたので、選舉法第四條第三項の「第三次の

得票多き者二名に就て決選を行ひ、得票多き者を當選とする」との規定に従つて決選を行ふこととなつた。廿九日午前選舉會が重ねて開かれ、于斌が主席の座に着き投票を行つた結果、李氏は一四三八票、孫氏は一二九五票の得票で、李宗仁氏が中華民國第一屆副總統に當選した。

これで波瀾を見せた總統・副總統の選舉も一と先づ落着して所謂「行憲」の國民大會はその最重要の仕事を終へた次第であるが、それはとりもなほさず建國大綱に謂ふ民選政府の出現を意味し、隨つて國民政府は發展的解消を遂げ、政治が、直接、國民の手に還へされたことになつたのである。だから、其後、五月二十日に總統及び副總統の就任典禮が舉げられたとき、國民政府の職權は終止したといふ宣言が發表され(東方雜誌六)、これまでの中國はいよいよ三民主義中國として此時から全く新しくスタートしたのである。

とはいへ、行憲大會の成遂げた仕事に就てはもとより批判さるべきものが無い譯けではない。朱文光君は同君の「感想」として傾聴に値する記事を同君文章の後段に添へてゐるので、その大意を此處に譯出して國大議事の模様を更に詳かにすることとする。

(甲) 總統・副總統の選舉。誰を總統に選舉するかは一般の人に取つては別にむづかしい問題ではなかつたやうである。大多數の代表は南京に赴く以前から已に意中の人が決まつてゐた。つまり、戡亂建國の大事業を實際に責任を以て擔ひ得る人物を選ぶといふのが誰しもの考へであつたから、投票しなくとも、誰が當選するかは大體、看透しが附いてゐた。尤も蔣主席だけは別で、國內の緊急情勢を挽救するには新局面を打開しなければならぬと考へ、其ためには國民黨以外に賢達之士を選んで總統たらしめるがよいと主張してゐた。彼はこの見地から總統を擇ぶ標準として五ツの具體的條件を發表してゐた。だから、若しもこの時、彼の意見が國民黨臨全大會で採擇されてゐたなら

ば、國民黨以外の候補が推されたのであつて、蔣主席の偉大な風度は、國民黨の「天下は公となす」といふ傳統的思想と共に必ずや歴史に永久の好評を留めたことであつたらう。古人は一窮すれば變じ、變ずれば通ず」と曰ふたが、憲に之には無窮の道理が含まれてゐる。たゞ不幸にも國民黨の幹部は彼らの總裁の遠見を瞭解しなかつたらしく、一日、大會を開いて討議したが結論に達せず、二度目に開かれた中常會でも、猶ほ蔣主席に總統候補者たることを懇請すると決めたに過ぎず、三度目に臨全大會が再び開かれたとき、蔣主席は國民黨總裁の資格で彼の意見を披瀝し、今期の總統・副總統の候補者は國民黨が之を推舉すべきでなく、國民黨員は國民大會に於て代表としての資格で自由意思に基いて立候補者の連署推舉を行ひ、黨員の資格を以て本黨から立候補者を推舉してはならない、と強調した。そこで臨全大會は先きには中常會の報告に接し、今また斯かる蔣總裁の指示を受けるに至つたので、甚だ意味不明瞭な次の決議案を通過した。則ち、國民黨としては總統の候補者を推薦しないが、黨員は大會に於て法により本黨員を候補者に推舉する連署を提出することが出来る、といふのであつた。このやうな次第で、蔣主席の遠大の計畫も誠懇の提議も竟に結實されず、結局、主席、變じて總統と成り、一切は舊章によつて率せられることとなつた。そして所謂「窮すれば變じ、變ずれば通ず」といふ期待は、僅かに副總統の選舉に於てのみどうやら達せられたのである。

副總統立候補の推薦に就いては各代表の意見は頗るまちまちであつた。或る代表は自分に次のやうなことを云つた。副總統は、元來、獨立の職權を持つものでない、それはたゞ總統を輔佐して政策を推行させるだけであるから、一番よいことは、年高く徳助らからで、總統の主張に一致するやうな人物を探がして此職を擔任して貰ふことである。そうすれば、中樞の意思は協調され、力量も集中されて、諸事頗る圓滑に進行するであらう。アメリカ建國の初期に

副總統と財政部長とが決闘するといふ事件が起つたが、まことに引いてもつて、戒となすべきである——。

いま一人の代表——その人はエンヂニア出身であるが——は、われわれは最高の教育を受け、われわれエンヂニアの持つ各種の計畫を瞭解することが出来るやうな、そして總統を幫助して建國の大業を完成し得るやうな副總統を選出したい、と曰つた。又ある代表はかうも曰つた。今の戡亂時代に於て老成謀國の儒將を副總統に選び、もつて總統を幫助して速かに國民を水火の中から救ひ、統一した平和民主國を實現して貰ひたい、と。又、或る代表は、この危機が四伏する時期に當つて、われわれは有力な副總統が出て、新局面を打開し、總統を幫助し徹底的な革新政治をやつて貰ひたいといつた。更に或る代表は、われわれは、蔣主席が提議したやうには、大總統を黨外から選出しなかつたが、少くとも副總統は無黨無派の中から選出して新局面の打開に努めて貰はなければならない、と曰つた。

又、民主社會黨代表や青年黨代表などは、總統の選舉に就ては一致して蔣主席を支持したにも拘らず、副總統の選舉に對しては其意嚮をあまり積極的に表示してはゐなかつた。則ち民社黨は副總統候補者を出したことは出したのであるが、熱心な宣傳は殆どやらなかつた。青年黨は候補者すらも推薦しなかつた。いつたいどうした譯けかと訊ねると、彼らは、初めの頃は、中央が未だ人選を決定してゐないからだと答へてゐたし、後ちになつて實際に投票が數回行はれたときには、實は決つてゐるのであるが、發表はしないだけだ、と答へてゐた。いづれにしても前記五人の代表の謂ふ所はそれぞれ理由があるには違ひないけれど、結局、どの説が一番力量のあるものであつたかは、其後の事實が之を證明したのである。李宗仁先生は已に第一任の副總統に當選して革新政治を呼號した。そして新聞紙は彼の當選以後、物價は早くも下落を見せ、世人は這の物價下落が永續することを希望してゐる、と報じた。尤もそこばくの小型新聞や雜誌などは、喜んで「人、犬を咬む」式の記事を載せて内幕がどうのこうのと書き立てたものであるが、

無論われわれ傍聴者の識り得る所ではない。たゞ國民黨の老黨員で、代表であつた或る人——その人は終始何れの方面からも何らの脅威や誘利を受けなかつた人であるが——がわたくしに親しく次のやうに話をして呉れた。「一枚の出席證に基いて一枚の選舉票を受取り、三方が板で圍まれ、後の方は絶対に人から視かれるやうなことはない場所であらう。良心に照らして一つの圈を記すのであるから、誰れだつて、わしを脅かすやうなことは出来やしない。若し脅威を感じたといふ人があるなら、それは自身の心理作用であつて、疑神暗鬼に外ならない」。まことにその通りであつたであらう。

(乙) 憲法の修正。憲法第二十七條の規定する國民大會の職權は、總統・副總統を選舉し、罷免する以外に最も重要なものは憲法の修正である。各代表にして若し憲法第十四章各條の規定に従つて修正案を提出したとすれば、それは元より非難すべきところではない。かの制憲會議が國大の職權を規定したとき、選舉・罷免・創制・複決の四政權全部を孫中山先生の遺教に照らして國民大會の行使するところとしなかつたから、幾多の國大代表は、國民の當然有すべき政權が剝削されたものと考へたのであつて、これは無理もない次第である。張知本代表が提出した二ヶ條の修正案の如きは、まさに最低限度の要求であつたであらう。今回は修正の目的が達せられなかつたけれど、二年の後は必ず重ねて提出されるであらうし、各代表は本大會の閉幕後も、この修正案に對して詳細に考慮一番することが望ましい。

又、立法院が某案を覆議するとき、若し立法委員三分の二が原案を維持するならば、行政院々長は該案を接受するか或は辭職しなければならぬのであつて、行政院の方では、立法院を解散して諸を民意に訴へることを總統に呈請することは出来ないのである。まことにかうした立法院の權限は、何れの國の立法機關と比較して看ても過大であ

る。このやうな一方的な制度下に於ては、行政院々長に成れるやうな人は、まつたく少くないわけで、假に或る人が成つたとしても、恐らく數ヶ月以内に下臺しないではゐられないであらうし、かくては執政人員は、三日天下の氣持となり、一貫した政策を長期に亘つて實行することは出来ない。このやうな事が果して國家のために幸であるかどうか、確かに討論に値するところである。憲法の修正に反對する人達は應さに考慮一番しなくてはならない。元より憲法に常時修正を加へて人民に憲法を輕視する心理を惹起させることはやつてはならない。しかし同時に憲法に如何なる缺點があらうとも、正式の修正を経ない限り、一字一句といへども遵守さるべきであり、任意に違反することは萬々よろしくない。かくしてこそ、眞正に憲政を實行する國家となり得るからである。

(丙) 國民大會は治權機關ではない。憲法第二十五條は、國民大會は全國々民を代表して政權を行使すると規定した。所謂る政權とは選舉・罷免・創制・復決の四種民權を包括するのであり、財政・經濟・教育・文化・外交・内政・土地・水利・鑛工・農林等に關する行政事務はすべて治權の範圍に屬し、立法院・監察院がそれぞれ檢討と糾正とを加へるのであつて、國民大會の直接管轄するところではない。然るに這の第一屆國民大會は非常時期に開會されたので、各代表の關心は主として國事に集中し、隨つて政府に對する建議が多く、提案實に十七冊にも及び、或は藥劑師の名稱を改めよといふものから初級中學には英語を教ゆる必要なしといふものまでもある有様で、丁度、參政會の舊例を繰返してゐるやうであつた。若し中山先生の學說の如く政權と治權とを區分するものとすれば、このやうな多くの提案は一種の建議として政府の參考に供せられたに過ぎないものと看做すべきである。

(丁) 其他の二・三の事柄。歐米各國では選舉開始の數日前から、候補者は必ず互に攻撃することを休めて事端の發生を避けることに努めてゐる。然るに今次の副總統選舉に在つては、投票期になつても候補者は各自の宣傳を會

て休めなかつたばかりでなく、劍拔弩張、措詞も極めて穩當を缺き、そのため誤解を招いて幾度か選舉が進行しなかつた。故に今後の選舉では必ず或る規則を定めて、各候補者の宣傳は選舉前の一週間を以て打きりとし、開會期間中は候補者は宴會なども開かないこととすべきである。

次に民主的會議を開くといふのならば、必ず正反兩方の意見に均しく發表の機會を得しめなければならない。今次大會などでは、反對の言論を聴くと、たゞに喧聲が擧げられたばかりでなく、降壇々々と大呼ばはりして反對の意見を發表させなかつた。甚だしいのは、發言人が原案に反對してゐるのではないのに、理論が少しばかり曲折すると忽ち降壇呼ばはりが起り、猶ほ發言を續繼しようものなら、ヤヂを浴びせて壓倒し、一学一句も聴かれないやうにするのであつた。一方だけの發言をゆるすといふことは頗る民主に缺ける次第であつて、今後の會議は必ず這の點を改めなければならない。民主政治は第一に容認が肝心である。各種不同の意見を容認し、各種の意見に發表の機會を與へ、然る後、表決を行ひ、決を多數に取ることにして、始めて成立の方式に適ふわけである。

其次に、表決器は十分信頼出来るものでなければならぬ。若しも或る人がそれを使用することはよくないと疑うやうなものであるとすれば、一般の疑心は益々増大するからである。尤も一人の代表が手を擧げて座席の側にあるベルのボタンを押すことなどは、決してよろしいとは曰はれない。小さい事だが、特に慎むべきである。

この外、今次主席團の選舉は無記名單記の方式を採り、殆ど一單位ごとに代表を主席團に参加させ、随つて各代表の意見はすべて該單位の主席團参加人が主席團の討議に持出すことになつたので、各單位を主席との間には何等の不調齟齬が起らないわけであつたが、主席團は生まれたばかりであつたせいか、會場では主席團の操縦とか、主席團の專斷とかいふ聲がしきりに聽かれ、傍で聴く者の感覺を刺戟するのであつた。しかし、自身で選定した主席團を自身で

不信任するとせば、代表制度はどうして效能を充分發揮することが出来やうか。

以上はすべて些細な事柄であるけれど、われわれが民主政治の第一課にあるとき、小事といへども注意に注意を加へ、以て好き模範を養成して後人の效法を待つべきである。作者は大會に就て大膽の意見を述べて來たが、しかし大會から受けた印象は、そこばくの新聞雜誌が傳へたやうな亂雜といふ印象ではなかつた。元來、三千人餘りの代表で大會を開くことは各國にも餘りあることではない。しかも、時局は緊張、人心は惶急の時、南京に來つて集會し、今日の收獲をおさめ得たことは、そのこと自身すでに貴ぶべきであり、況んや毎次、投票が行はれたとき、秩序が井然たりしことは眞に賞讃に値するところである。